

JIMTOF 2020 Online 出展規程

1 料金

出展プラン	スタンダードプラン	ベーシックプラン
出展料金（税別）		
主催者会員価格	330,000 円	150,000 円
協賛団体会員/海外工業会会員価格	360,000 円	180,000 円
国内・海外一般価格	400,000 円	200,000 円
出展社ブースページで利用可能な機能		
基本情報の掲載	○	○
製品情報掲載用ページ （文章/画像等データ/動画/PDF 等）	○ ※5 製品まで	○ ※2 製品まで
問い合わせフォーム	○	○
来場者ログ提供（名刺交換）	○	×

1.1 オプションメニュー

出展に伴い、オプションメニュー等のお申込みがある場合、別途料金が発生します。

オプションメニュー	料金（税別）	申込受付 開始	申込受付 締切
製品情報 1 点追加	30,000 円	9/7（月）	11/6（金）
来場者ログ提供（ベーシックプランのみ）	120,000 円		
チャット機能	10,000 円	9/15（火）	
アンケート機能	25,000 円		
出展者ワークショップ	15,000 円		

利用料金については、本見本市終了後に請求いたします。各機能の詳細に関しては JIMTOF 2020 Online 公式サイトをご参照ください。

1.2 振込手数料等

出展に係る料金の支払いについて、発生する全ての手数料（送金手数料、円為替取扱手数料、外貨受払手数料、コルレス先支払手数料、被仕向送金手数料、等）は、出展者が負担するものとします。入金金額に不足が発生した場合、主催者は不足額に加え、事務手続きに必要な実費を 10,000 円を限度として出展者に請求します。

2 申込・契約

2.1 出展申込期間

9月7日（月）10:00～9月30日（水）23:59

※上記の期間以外は受付いたしかねます。上記時間は日本時間が対象となります。

2.2 出展申込方法

- (1) JIMTOF 公式 Web サイトの「出展申込フォーム」よりお申込み下さい。Web サイト以外からのお申込みは受け付けいたしかねます。本見本市に初めて出展申込をする場合は、出展物の概要がわかる資料（類別が判別できるもの）と会社案内を郵送もしくはメールにてご提出下さい。（「出展品目類別参考表」参照）。
- (2) 商社や販売代理店が製造業者に代わって出展申込等を行う場合、出展予定製品の製造業者の書面による同意書または委任状を申込時に郵送もしくはメールにてご提出下さい。様式については任意で構いません。なお海外の製造業者に代わって出展申込等を行う場合、同意書・委任状は和文または英文とします。
- (3) お申込みの代表者は本見本市の出展契約の成立について代表権のある者としてします。
- (4) 出展申込内容に変更が発生した場合は、速やかに株式会社東京ビッグサイトに書面で通知し、承諾を得て下さい。

2.3 問い合わせ先

◆JIMTOF 2020 Online 運営事務局（株式会社日経イベント・プロ内）

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-25 JR 神田万世橋ビル 16 階 TEL：03-6812-8673

E-mail：jimtof2020-online@nex.nikkei.co.jp（9:30～17:30 土、日、祝日は除く）

◆JIMTOF 2020 Online 主催者（株式会社東京ビッグサイト）

〒135-0063 東京都江東区有明 3-11-1 TEL：03-5530-1333

E-mail：jimtof@tokyo-bigsight.co.jp（10:00～17:00 土、日、祝日は除く）

2.4 出展申込後のスケジュール

時期	出展関連	お支払い関連
9月7日（月）	出展申込 受付開始	
9月15日（火）	オプションメニュー申込 受付開始 （アンケート機能、チャット機能、出展者ワークショップ）	
9月30日（水）	出展申込 受付終了	
～10月上旬	出展承諾通知・出展契約の成立	出展料請求書発送
10月中旬	出展者説明会（動画配信） 入稿用サイトオープン	
10月31日（土）		出展料金納入期限
11月上旬	来場者登録開始	
11月6日（金）	オプションメニュー申込 受付終了	
11月16日（月）10:00 ～11月27日（金）17:00	JIMTOF 2020 Online 開催期間	
11月27日（金）17:00 ～12月11日（金）17:00	JIMTOF 2020 Online アーカイブ期間	
12月～1月		オプションメニュー料金の 事後請求

2.5 出展手続き

主催者は出展申込の受理後、申込内容を承諾した申込者に対して、2020年10月上旬までにその旨を通知します。また、主催者は申込者に対して出展料金を請求します。申込者は請求書に記載する期日までに、所定の振込先に出展申込金を支払うこととします（料金振込手数料は申込者の負担とさせていただきます。）

2.6 出展申込の取消・変更

主催者が出展申込を受諾した後、申込者は出展申込の取消・変更をすることはできません。ただし主催者に書面等にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではありません。

2.7 出展契約の成立

主催者が申込者に対し、出展を承諾した旨の電子メール等を送信した時点をもって契約成立とします。なお、期日までに出展料金の振込がなく、かつ主催者からの督促にも応じない場合、出展申込および契約申込の取消とみなします。この場合、出展料金の100%をキャンセル料として請求します。

2.8 出展契約の解除・変更

出展契約の成立後、出展者は出展契約を解除・変更をすることはできません。ただし主催者に書面にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではありません。主催者が出展者からの出展申込の解除を了承する場合には、出展者は以下のとおり、キャンセル料を支払わなければなりません。またプランの変更によって出展料金が減額となる場合、差額は返金しません。

期限	キャンセル料
契約成立後から10月31日まで	出展料金の50%
11月1日以降	出展料金の100%

なお出展者が主催者・協賛団体・海外工業会会員の資格を失った場合は契約内容の変更となり、一般出展者とみなされます。その場合、主催者は出展料金の差額を請求します。